

www.leezhao.com

里兆律师事务所 Leezhao Law Office

中国上海市陆家嘴环路 1000 号恒生银行大厦 29 层 29F, Hang Seng Bank Tower, 1000 Lujiazui Ring Road, Shanghai, China Tel (86-21) 68411098 Fax (86-21) 68411099 Postal Code 200120

外商投资企业债转股相关问题简析

外商投資企業の債務資本化に関する簡潔な分析

债权转股权(以下简称"债转股")是指公司的债权人将其对公司(作为债务人)享有的合法债权依法转变为出资,增加该公司注册资本或实收资本的行为。本文拟结合近期国家工商行政管理总局(以下简称"国家工商总局")以及部分地区出台的相关规定等,对外商投资企业相对较为集中几个地区(包括北京市、上海市、重庆市、江苏省、浙江省、广东省、山东省等)外商投资企业债转股的立法及实践操作情况等相关问题进行简要介绍、分析。

債務の資本化(以下「債務資本化」という)とは、会社の債権者が(債務者である)会社に対して有する自己の適法な債権を法に依拠して出資に変え、同社の登録資本又は払込資本を増加させる行為をいう。本文では、先の国家工商行政管理総局(以下「国家工商総局」という)及び一部地域(北京市、上海市等を含む)にて公布された関係規定等とあわせ、中国外商投資企業が相対的に集中する幾つかの地域(北京市、上海市、重慶市、江蘇省、浙江省、広東省、山東省等を含む)の外商投資企業の債務資本化の立法及び実践取扱い状況等の関係事項を簡潔に紹介し、分析する。

债转股的主要分类

目前,中国的债转股形式大致可以概括为以下两种:政策性债转股与非政策性债转股。

- 政策性债转股:主要是指,根据 1999 年 07 月原国家经贸委和中国人民银行颁布 的《关于实施债权转股权若干问题的意见》 等规定,将国有企业所欠国有商业银行的 借款转为金融资产管理公司对国有企业的 投资。其主要目的是,解决国有商业银行 不良贷款问题。
- 非政策性债转股:主要是指,政策性债转股以外的,当事人出于自由意愿实施的债转股。非政策性债转股又可以进一步分为内资企业债转股、以及本文分析的外商投资企业债转股。

債務資本化の主な分類

現在、中国の債務資本化の形態は主に、政策的債 務資本化と非政策的債務資本化の2通りに分類することができる。

- 政策的債務資本化:主に、1999年7月に原国家経済貿易委員会及び中国人民銀行が公布した「債務資本化を実施することの若干事項についての意見」等の規定に基づき、国有商業銀行に対して未払いの国有企業による借入金をもって、金融資産管理会社の国有企業に対する出資とすることをいう。その主な目的は、国有商業銀行の不良債権問題を解決することにある。
- 非政策的債務資本化:主に、政策的債務資本 化以外の、当事者が自由意志で実施する債務 資本化をいう。非政策的債務資本化は、さらに 内資企業の債務資本化と、本文にて分析する 外商投資企業の債務資本化に分けることができ る。

相关历史背景

由于外商投资企业的出资,主要涉及商务部门审批、工商部门登记、以及外汇部门监管三项政府手续,因此,外商投资企业债转股的操作,也主要涉及这三个政府部门的手续。实践中,只有存在明确的法律依据、或者这三个政府部门在实践操作中的理解和掌握一致,外商投资企业债转股的整个操作才可能有效推进。

早在 2003 年,国家外汇管理局就已经在<u>《关于完善外商直接投资外汇管理工作有关问题的通知》</u>(汇发[2003]30 号)中明确规定:经外汇部门核准,外商投资企业的外方股东可以其已登记的外债本金及当期利息转增该企业注册资本(属于债转股的一种方式)。但是,由于该通知是外汇部门独立颁布,因此,其并无法直接适用于商务部门和工商部门。

関係する歴史的背景

外商投資企業による出資となることから、主に商務部門での審査許可、工商部門での登記、及び外貨部門での監督管理という3つの政府手続きが必要となり、外商投資企業の債務資本化の手続きにも主にこの3つの政府部門での手続きが必要となる。実践においては、明確な法的根拠があるか又はこの3つの政府部門による実際の手続きの過程での認識と手法が一致していた場合に、初めて外商投資企業の債務資本化の全体手続きが効率よく進められる。

早くは 2003 年に、国家外貨管理局がすでに「外商 直接投資外貨管理作業を整備する関係事項について の通知」(匯発[2003]30 号)の中で、外貨部門の認可 を受けることで、外商投資企業の外方出資者は自己が すでに登記した外債元金及び当期の利息をもって当該 企業の登録資本に変えることができる(債務資本化の種 類の1つに該当)と明確に定めている。ただし、同通知は

Leezhao Law Office 1/7

实践中,商务部门基本认可国家外汇管理局的 观点,而且以往也作出过同意外商投资企业债转股 的审批意见。

但是,实践中,工商部门却可能以"缺乏明确的法律依据"等为由,对于包括外商投资企业债转股在内的非政策性债转股的工商登记,采取否定或回避的态度。因此,在近期国家工商总局以及部分地区出台相关规定之前,由于工商部门登记手续无法办理,外商投资企业债转股的整个操作往往无法有效推进(实践中,可能有个别地区存在成功的实例,但是,这不是惯常的操作,相反,是比较少见的个案)。

中国相关地区的立法及实践操作情况

对于外商投资企业债转股,中国全国范围内尚未出台统一、具体的管理办法、操作细则等,因此,目前主要依赖于各地的地方性规定以及实践操作等。对外商投资企业相对较为集中的几个地区(包括北京市、上海市等)外商投资企业债转股的立法及实践操作情况,我们制表简要介绍如下:

相关 部门/ 地区	相关立法/ 实践操作情况	律师简要提示
国工总 家商局	• 立法情况:《关于充管步资者企》:《关于政史报报:《关于政史报报:《关于政史报报 图 2010] 94 号 2010 年) 52010 年) 62010 年)	■
北京市	• 立法情况:《公司债 权转股权登记管理 试行办法》(京工商	■ 目前仅在中关 村国家自主创 新 示 范 区 内

外貨部門が独立して公布したものであるため、それは商 務部門と工商部門に直接適用することはできなかった。

実践においては、商務部門は、国家外貨管理局の 観点を基本的に認めており、またこれまでにも外商投資 企業の債務資本化に同意する旨の審査許可意見を出 したこともある。

ただし、実践においては、工商部門はおそらく「明確な法的根拠に欠く」等を理由に、外商投資企業の債務資本化を含む非政策的債務資本化の工商登記に対しては、否定的又は回避的な態度をとっていることが確かに多い。したがって、先頃、国家工商総局及び一部地域が関係規定を公布するまでは、工商登記手続きができなかったことから、外商投資企業の債務資本化の全体としての手続きは効率よく進めることができないことが多かった(実践においては、個別の地域では成功した実例が存在すると思われるが、これは慣例的なケースではなく、反対に、比較的稀な個別のケースである)。

中国の関係地域の立法及び実践取扱い状況

外商投資企業の債務資本化について、中国全域としては統一した具体的な管理弁法、操作細則等は公布されていないため、現時点では主に地域ごとの地方性規定及び実践での取扱いに頼ることになる。外商投資企業が比較的集中する幾つかの地域(北京市、上海市等を含む)における外商投資企業の債務資本化の立法及び実践取扱い状況につき、下表に簡潔に整理する。

関係 部門/ 地域	関係する立法/ 実践取扱い状況	筆者の 簡潔なコメント
国工総	・ 立法状況:「工商分に 一 立法状況:「工商分に 一 立法理機構商に 一 世界では 一 一 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■
北京 市	■ 立法状況:「会社債 務資本化登記管理 施行弁法」(京工商	現在は、中関村 国家自主イノベー ションモデルエリア

Leezhao Law Office 2/7

	发〔2010〕93号;	"先行先试",	1 г		発[2010]93 号。	内で「先立った試
	2010 年 09 月 06	但后续有望在			2010年9月6日公	行」が行われている
	日发布)。	北京市全市范			布)。	だけだが、今後は、
	■ 实践操作情况 :根	围内推行。			■ 実践での取扱い状	北京市全域で推
	据我们与北京市商	■ "京工商发			況 :筆者が北京市商	し進められると思わ
	务部门、工商部门	〔2010〕93			務部門、工商部門	れる。
	等的沟通情况,"京	号"文件对外			等に確認のための照	
	工商发〔2010〕93	商投资企业债			会を行ったところ、「京	〔2010〕93 号」文
	号"文件出台前,	转股的操作程			工商発〔2010〕93	書は外商投資企
	北京市曾经对外商	序等规定的较			号」文書が公布され	業の債務資本化
	投资企业债转股进	为明确。			る前に、北京市は外	の取扱い手順等に
	行过个案尝试。				商投資企業の債務	ついてより明確に
					資本化について個別	規定を行っている。
					のケースとして取扱お	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
					うとしたことがある。	
	■ 立法情况 :《上海市	在各地区中,	 		■ 立法状況:「上海市	各地域において、
	外商投资企业债权	上海市是最先			外商投資企業債務	上海市は最も先
	转股权审批登记试	出台立法的,			資本化審査許可登	駆けて立法を公布
	行办法》(沪工商外	而且出台立法				しており、また立法
					記試行弁法」(滬工	' '
	〔2009〕398 号; 2009年11月12日	的时间比国家 工商总局出台			商外〔2009〕398	公布の時期も国
					号。2009年11月12	家工商総局による
	发布)。	立法的时间更			日公布)。	立法公布の時期
	■ 实践操作情况 :根	早。			■ 実践での取扱い状	より早い。
上海	据相关政府网站公	■ "沪工商外		上海	況 :関係する政府ウェ	
市	布的信息,上海市	〔2009〕398		市	ノザイトで公示された	〔2009〕398 号」
.115	已有公开披露的成	号"文件对外		.,,	情報によると、上海	文書は、外商投
	功案例;且,我们	商投资企业债			市にはすでに公に開	資企業の債務資
	已经接受相关企业	转股的操作程			示している成功事例	本化の取扱い手
	的委托,提供外商	序等规定的较			がある。また、筆者は	順等に対し、より
	投资企业债转股的	为明确。			すでに関係企業の依	明確に規定を行っ
	相关法律服务。				頼を受け、外商投資	ている。
					企業の債務資本化	
					に関する法律サービス	
					の提供している。	
	立法情况:《重庆市	■ "渝工商发			■ 立法状況:「工商機	■「渝工商発
	工商行政管理局关	(2010) 13			能を充分に発揮し外	〔2010〕13 号」文
	于充分发挥工商职	号"文件对外			商投資企業の発展	書は、外商投資
	能进一步促进外商	商投资企业债			を一層促進することに	企業の債務資本
	投资企业发展的意	转股的具体操			ついての重慶市工商	化の具体的な取
	<u>见》</u> (渝工商发	作程序等并没			行政管理局による意	扱い手順等につい
	<u>元//</u> (加工高及 〔2010〕13 号;	有予以明确。			見」(渝工商発	ては明確にしてい
	2010 年 08 月 16				[2010]13 号。2010	ない。
	日发布)第(十)	-			年8月16日公布)	
	条: ·····; <u>经外汇</u>	其他地区的相			第(十)条:。外	他地域の関係規
	管理部门核准和审	关规定、经验			貨管理部門の認可	定、経験等を参考
		等,并结合以			及び審査許可部門	にし、手本とするこ
重庆	批部门批准,境外		1	重慶	の許可を受けること	とができ、且つこれ
市	投资者可以其对所	往个案尝试的		市	で、国外の出資者は	までの個別ケースと
	投资公司的债权转	经验等,对外			自己の投資先会社	して試みた経験等
	增为注册资本。	商投资企业债			に対する債権を資本	とあわせ、外商投
	■ 实践操作情况 :根	转股进行操				
	据相关政府网站公	作。			に変え登録資本を増	資企業の債務資
	布的信息,重庆市				<u>やすことができる</u> 。	本化を取扱うこと
	工商局早在 2007				■ 実践での取扱い状	ができる。
	年就开始对外商投				況:関係政府のウェブ	
	资企业债转股进行				サイトで公示される情	
	个案尝试,在上述				報によると、重慶市	
	"渝工商发〔2010〕				工商局は早くは2007	
	13号"文件出台前,				年から外商投資企業	
	全市共办理外商投				の債務資本化につい	

Leezhao Law Office 3/7

	1									
		资企业债转股的工商登记 4 件,融资金额为 5373.12 万美元。						て個別のケースとして 取り扱いを試行し、 上記の「渝工商発 [2010]13 号」文書		
		大儿。						が公布される前に、 全市で外商投資企		
								業の債務資本化の 工商登記を4件を取 扱い、融資金額は		
								扱い、融資金額は 5373.12 万米ドルで あった。		
	•	立法情况 : 暂未出	•	现阶段,在江			•	立法状況 :現時点で	•	現段階では、江蘇
		台相关规定。 实践操作情况 :根		苏省办理外商 投资企业债转				は関係規定は公布されていない。		省が外商投資企 業の債務資本化
		据我们与江苏省商 务部门、工商部门		股,可能存在 一定的不确定			•	実践での取扱い状況を表がになる。		を取扱うには、一
		等的沟通情况,江		性,实践中可				況 :筆者が江蘇省商 務部門、工商部門		定の不確実性が あり、実践において
江苏		苏省曾经参照上海 市的相关规定、经		能需要与当地 商务部门、外		江蘇		等に照会し確認した 状況によると、江蘇		は、現地の商務部門、外貨部門、エ
省		验等,对外商投资		汇部门、工商		省		4 はこれまでのところ		商部門等の関係
		企业债转股进行过 个案尝试。		部门等相关政 府部门进行充				上海市の関係規定、		政府と充分に意思
		1米云风。		分的沟通、解				経験などを参考にし、 外商投資企業の債		疎通をし、説明 し、協調する必要
				释、协调等。				務資本化について個		があると思われる。
								別ケースとして取り扱いを試みている。		
	•	立法情况 :《浙江省 外商投资企业债权	•	《浙江省外商 投资企业债权			•	立法状況:「浙江省	•	「浙江省外商投
		<u> </u>		转股权审批登				<u>外商投資企業債務</u> 資本化審査許可登		資企業債務資本 化審査許可登記
		<u>行办法》</u> (2010 年		记暂行办法》 对外商投资企				記暫定弁法」(2010		暫定弁法」では外
浙江		12 月 08 日发布)。 实践操作情况 :根		业债转股的操		浙江		年12月8日公布)。 実践での取扱い状		商投資企業の債 務資本化の取扱
省		据相关政府网站公		作程序等规定		省		況:関係政府のウェブ		い手順等について
		布的信息,浙江省 已有公开披露的成		的较为明确。				サイトに公示されている情報によると、浙江		より明確に規定を 行っている。
		功案例。						省にはすでに公に開		
								示している成功した 事例がある。		
	•	立法情况:《广东省	•	"粤工商外企			•	立法状況:「当省の	•	「粤工商外企字
		工商行政管理局关 于进一步做好服务		字〔2010〕674 号"文件对外				外商投資企業の発 展に一層奉仕する作		〔2010〕674 号」 文書は、外商投
		我省外商投资企业		商投资企业债				業についての広東省		資企業の債務資
		发展工作的若干意 见》(粤工商外企字		转股的具体操 作程序等并没				<u>工商行政管理局によ</u> る若干の意見」(粤		本化の具体的な 取扱い手順等につ
		〔2010〕674 号;		有予以明确。				工商外企字[2010]		いて明確には定め
		2010年11月22日)第(二)条:	•	实践中,可能 会参考、借鉴				674号。2010年11月22日)第(二)条:		ていない。 実践においては、
广东		放宽外商投资企业		其他地区的相		広東		外商投資企業の出		他地域の関係規
省		出资限制。 <u>允许外</u> <u>商投资企业的投资</u>		关规定、经验 等,对外商投		省		資制限を緩和する。 外商投資企業の出		定、経験等を参考 にし、手本にし、外
		者以在公司经营中		资企业债转股				資者が会社の経営		商投資企業の債
		<u>因原材料、设备、</u> 产品等动产交易产		进行操作。 尽管"粤工商				<u>中に原材料、設備、</u> 製品等の動産取引		務資本化を取扱う ことになると思われ
		生的债权,转为公		外 企 字				で生じた債権をもっ		る。
		<u>司股权,增加公司</u> 注册资本。		〔2010〕674 号"文件规定			て、会社の資本とし、 会社の登録資本を	•	「粤工商外企字 〔2010〕674 号」	
	•	实践操作情况 :根		的是外商投资				増やすことを認める。		文書で定められて
		据相关政府网站公 布的信息,广东省		企业的投资者 以"动产交易			•	実践での取扱い状況:関係政府のウェブ		いるのは外商投資 企業の出資者が

Leezhao Law Office 4/7

	部分地区(例如, 广州市、云浮市等) 已经开始外商投资 企业债转股的试 工作,并有公开 露的成功案例。	产进但关布我商商通由企东以经记外部法清整定等有的(家法生行是政的们务部,于业作其外的债门有晰、",外利实直工》的债,府案与部门实外的为对汇合,认效、 价因债于 践接商债转根网例广门等践商外债该部法被为、权价此反债践依总权股据站以东、的中投方权企门现政" 权能值,而转操据局",相公及省工沟,资股人业登汇府合属完确该更股作国立",相公及省工沟,资股人业登汇府合属完确该更股作国立	サイトに公示されてる情報による地域、などの地域、など、できた。など、できたいでは、など、できたいでは、など、できないでは、など、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないできない。	東 した債権」をもって
山东省	■ 立法情况 : 暂未出东省2010年06月23日共规定。6月23日出一个大学。2010年06月23日出一个大学。2010年10月23日,10月25日,	■ 现东投股一性能商汇部府分释	立法状況:現が公東がよりの	さ省23 東化大にて 状商門、東商資の 省業を定あ践地外部所思しが が債うこ不思い務門の充します。 が債がであるにの貨門部職協と は、、門工係に説必る があるとすりがの充しがあるという。 があるとすりであるという。 があるとはのよう。 があるとすりがあるとはのよう。 があるとは、、あるとは、あるとは、あるとは、あるとは、あるとは、あるとは、あるとは

综上所述,并结合我们与上述相关地区的商务部门、工商部门等的沟通情况等,我们进一步提示如下:

外商投资企业债转股,目前主要限于外商 投资企业的外方股东作为债权人以其对 以上の分析から、また筆者が上記の関係する地域の 商務部門、工商部門等に照会し得られた確認状況とあ わせると、以下の通りに総括することができる。

外商投資企業の債務資本化は、現在、主に外 商投資企業の外方出資者を債権者とし、その

Leezhao Law Office 5/7

该企业经外汇部门登记的合法现汇外债 **进行债转股**;中方股东(作为债权人)、 及其他第三方债权人对该企业的债权,以 及外方股东对该企业其他形式(包括设备、 原材料等)的债权等,暂时被较多地区排 除在适用范围之外。

- 外商投资企业债转股, 通常仅适用于相关 外商投资企业增资(或变更出资方式), 而不适用于公司设立; 且, 以债转股方式 进行的增资**通常不得分期缴纳**. 应同时申 请办理注册资本、实收资本变更手续。
- 外商投资企业债转股的额度, 通常不能超 过其投资总额和注册资本之间的差额,且 增资后应当符合外商投资企业产业政策 的相关规定等。

ず、また増資後は外商投資企業の産業政策に 関する規定に適合しなければならない。

ならない。

根据上述北京市、上海市等地区的相关地方性 北京市、上海市等の地域の関係する地方性規定等 に基づき、筆者が関係政府部門に照会し得られた確認 状況及びこれまでの実務取扱い経験等とあわせ、外商 投資企業の債務資本化の通常の取扱い手順(外債を もって増資に変えるケースを例にとる)を以下の通り簡潔 に整理する。

> 1. 出資先となる外商投資企業が債務資本化について 法に依拠し決議し国外の債権者と債務資本化に関 する契約などを締結する。

外商投資企業の債務資本化の通常の取扱い手順

債権者の当該企業に対する外貨部門の登記を

受けた適法な外貨現金による外債の債務資本

化に限られる。(債権者としての)中方出資者、

及びその他第三者である債権者の同企業に対

する債権、並びに外方出資者の同企業に対す るその他形式(設備、原材料等を含む)での債

権等は、現時点では多くの地域ではその適用範

外商投資企業の債務資本化は通常関係する

外商投資企業の増資(又は出資方式の変更)

にだけ適用され、会社の設立には適用されな い。また、債務資本化の方式により行う増資は、

通常、分割しての払込はできず、登録資本、払

込資本の変更手続きを同時に申請しなければ

外商投資企業の債務資本化の枠は、通常、そ の投資総額と登録資本との差額を超えてはなら

囲からは外されている。

- 2. 外商投資企業が現地商務部門に申請を行い、商 務部門の許可を取得する(債務資本化による増資 を認める批復、及び新しい外商投資企業の批准証 書等を含む)。
- 3. 現地外貨部門に申請を行い、外貨部門の許可を 取得する(外債資本化による増資を認める認可証 及び資本項目の認可証等を含む)。
- 4. 法に依拠して設立された出資監査機関が出資監 査を実施し、出資監査証明文書を作成する。
- 5. 現地の工商部門に工商変更登記の申請を行い、 新しい営業許可証を取得する。
- 6. 後続の、税務、外貨、統計等のその他関係する変 更手続きを行う。

備考:以上が通常の取扱い手順である。実際に取扱う 際には、現地の商務部門、外貨部門、工商部門等の 関係する政府部門と充分に意思疎通をし、説明し、協 調するのがよい。

外商投资企业债转股的通常操作程序

规定等,结合我们与相关政府部门的沟通确认情况, 以及我们的实践操作经验等,对于外商投资企业债 转股的通常操作程序(以外债转增资为例), 我们简 要概括如下:

- 1. 拟被投资的外商投资企业就债转股事官依法 做出决议,与境外债权人签订相关债转股协 议等。
- 2. 外商投资企业向当地商务部门提出申请, 取 得商务部门的批准(包括同意以债转股增资 的批复、及新的外商投资企业批准证书等)。
- 3. 向当地外汇部门提出申请, 取得外汇部门的 批准(包括同意外债转增资的核准件、及资 本项目核准件等)。
- 4. 由依法设立的验资机构进行验资,并出具相 关验资证明文件。
- 5. 向当地工商部门提出工商变更登记的申请, 取得新的营业执照。
- 6. 后续办理税务、外汇、统计等其他相关变更

备注: 以上为通常操作程序, 建议具体操作时, 与 当地商务部门、外汇部门、工商部门等相关政府部 门进行充分的沟通、解释、协调等。

6/7Leezhao Law Office

结束语

允许外商投资企业进行债转股,通常有利于拓宽外商投资企业融资渠道,降低资产负债率,增加企业净资产,促进企业资产的优化重组,提高企业竞争力等。对于外商投资企业债转股的相关立法和实践操作情况(包括全国性规定的出台、债权人范围的扩大、可出资债权种类的增加等),我们后续将继续予以关注。

(里兆律师事务所 2011 年 04 月 15 日整理编写)

終わりに

外商投資企業による債務資本化を認めることは、通常、外商投資企業の融資手段を開拓し、資産負債率を引下げ、企業の純資産を増やし、企業資産の最適な再編を促進し、企業の競争力を高めるのに有益である。外商投資企業の債務資本化の関係する立法及び実践の取扱い状況(全国的規定の公布、債権者範囲の拡大、出資可能な債権種類の追加等を含む)については、今後も引き続き注目したい。

(里兆法律事務所が2011年4月15日付で作成)

Leezhao Law Office 7/7